

以下の条件で治療費などを支払ったときは、後日申請し広島県後期高齢者医療広域連合が認めた場合に限り、一部負担金相当額を控除した額が払い戻されます。

払い戻される支払いの条件

| 治療・支払 | 症状など | 条件・必要書類等 |
|------------------|------------------------------------|--|
| 被保険者証を持たない受診 | 急病、国内旅行中など | |
| 治療用装具の購入 | コルセットなど | 医師の診断書、領収書が必要です。 |
| 輸血 | 生血の輸血 | |
| 海外療養費 | 海外で急病になり受診した場合 | |
| 柔道整復 | ねんざ、打撲など | <ul style="list-style-type: none"> 骨折、脱臼などの施術を受けるときは、あらかじめ医師の同意が必要です(応急手当て除く)。 肩こりや筋肉疲労に対する施術や、整形外科等で医師の治療を受けている傷病に対する施術は対象外です(全額自己負担)。 |
| はり、灸 | 神経痛、リウマチ、腰痛症など慢性的な痛みの治療時 | <ul style="list-style-type: none"> 医師の同意書が必要です。 同一疾病に対し、病院や診療所で医師の治療を受けているときは対象外です。 |
| あんま、マッサージ | 麻痺、関節拘縮(関節が動かなくなる状態)など医療上必要な症例の施術時 | <ul style="list-style-type: none"> 医師の同意書が必要です。 疲労回復や疾病予防が目的のマッサージを受けたときは対象外です。 |
| 転院等のための移送費用(移送費) | 医師の指示で、療養上必要な場合 | <ul style="list-style-type: none"> 以下のすべてに該当する場合のみ対象です。 <ul style="list-style-type: none"> - 移送目的の療養が保険診療として適切な場合 - 患者が療養の原因の傷病で移動が困難な場合 - 緊急その他、やむを得ないと認められる場合 |

☎ 保険医療課 医療保険年金係 担当: 深井
☎ お太助フォン 42-5619 ☎ 42-2130

10月1日は「浄化槽の日」
～維持管理を適正に～

浄化槽は、点検・清掃をすることで正常に機能します。万が一、浄化槽が正常に作動しないと、汚れたままの水が流れ出し、近隣の河川を汚染してしまいます。浄化槽を管理する方には、浄化槽が正常に作動するように、点検・清掃や、法定検査を受ける義務がありますので、維持管理業者との契約内容を確認し、適切な点検・清掃を行ってください。

※浄化槽に限らず、トイレや台所等に水に溶けない物や、食べ物のくずを流さないでください。

公共浄化槽等整備推進事業を実施しています

し尿と生活排水を併せて処理する合併浄化槽の整備を推進していますので、設置を検討している方は、下記へ問い合わせてください。

☎ 上下水道課 下水道係 担当: 陽岡
☎ お太助フォン 47-1204 ☎ 47-1206

市設置型浄化槽
公共浄化槽等整備推進事業

下水道等の集合処理区域以外の地域に浄化槽を設置します(設置には分担金22万円が必要です)。

浄化槽の使用開始後は市が管理しますが、使用料は個人負担です。

※宅地内(トイレ・台所・風呂等)から浄化槽、浄化槽から河川や水路までの排水管の施工費用は個人負担です。

《対象》

下水道等の集合処理区域以外で、令和3年3月15日(月)までに5～12人槽の浄化槽を設置できる方

※詳細は問い合わせください。

《申込期限》 12月25日(金)

※設置予定基数100基になり次第締切

☎ 上下水道課 下水道係 担当: 陽岡
☎ お太助フォン 47-1204 ☎ 47-1206

制度に関するお知らせ

行政情報

民生委員・児童委員が変わりました

| 氏名 | 担当地区 |
|--------|---|
| 藤田 洋子 | 胡子、末広、上寺、下寺、春日、上組、春日住宅、堂ノ口住宅 |
| 富永 みどり | 駅前通、東本通、西本通、中央通 |
| 水野 由美子 | 甲田町 平佐、平和、倉内、瀬戸、若葉、夕日ヶ丘、中組、せせらぎ団地、高田原ニュータウン、サンハイツ甲田、瀬戸住宅 |
| 寺田 博彦 | 大城、西の谷、中条、中迫、下条、荒模牧場 |

☎ 社会福祉課 社会福祉係 担当: 久城
☎ お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

有害鳥獣被害予防
防護柵等の設置費用を補助します

有害鳥獣から農作物被害を防ぐ地域の取り組みを補助します。

《対象》

有害鳥獣被害予防に必要な原材料(電気柵・金網・ワイヤーメッシュ等)

※原則2戸以上で共同設置

《補助金額》

原材料費のうち、10万円を超えた金額の2分の1以内(上限100万円、千円未満切り捨て)

原材料費が50万円の場合の補助金額例

$$(50万円 - 10万円) \div 2 = 20万円$$

《申請期限(令和2年度設置分)》

10月30日(金)

※必ず原材料購入前に申請してください。

☎ 地域営農課 鳥獣対策係 担当: 中原
☎ お太助フォン 47-4021 ☎ 42-1003

公営住宅の入居者を募集します

| 種類 | 市営住宅 | | | 若者定住住宅 |
|--------|--|--------------------|------------------|---|
| 公募期間 | 10月5日(月)～19日(月) | | | |
| 住宅名 | 美土里町横田住宅 2棟4号室 | 向原町朝日が丘住宅 7棟2号室 | 向原町尾原住宅 E棟1号室 | 来女木住宅 1号棟 |
| 所在地 | 美土里町横田2465番地4 | 向原町戸島2953番地1 | 向原町坂734番地 | 高宮町来女木1807番地3 |
| 家賃(月額) | 14,100円～27,800円 | 16,000円～31,500円 | 23,400円～46,000円 | 30,000円 |
| 間取り | 低層耐火2階建 3DK | 木造2階建 3DK | 木造2階建 3DK | 木造2階建 4LDK |
| 条件 | <ul style="list-style-type: none"> 所得制限(上限)あり | | | <ul style="list-style-type: none"> おむね40歳までの方 中学生までの子どもがいる方 ※貸付期間は最低年齢の子どもが満18歳になった後の3月末まで |

※入居希望者多数の場合は抽選

☎ 住宅政策課 住宅係 担当: 岩本
☎ お太助フォン 47-1202 ☎ 47-1206